

令和7年度 目黒区・東城区・中浪区との三区間交流事業 募集要項

- 1 目的：友好都市である中華人民共和国北京市東城区（以下「東城区」という。）及び大韓民国ソウル特別市中浪区（以下「中浪区」という。）との継続した友好交流を推進するため、次代を担う子どもたちによるスポーツ交流及び文化交流事業を行う。
- 2 主催：目黒区、東城区、中浪区
- 3 開催区：東城区
- 4 日程：令和7年7月21日（月）～25日（金）4泊5日
（以下行程については変更となる場合あり。）
 - 第1日目 7月21日（月）
午前 出国（羽田空港）→到着（北京首都国際空港）→東城区へ移動
午後 合同練習会（会場見学）
 - 第2日目 7月22日（火）
午前 開会式
午後 バドミントン交流試合
 - 第3日目 7月23日（水）
午前 バドミントン交流試合
午後 バドミントン交流試合
 - 第4日目 7月24日（木）
午前 バドミントン交流試合、閉会式
午後 交流夕食会
 - 第5日目 7月25日（金）
午前 文化交流（市内見学等）
午後 帰国（羽田空港）

※集合・解散は目黒区総合庁舎（目黒区上目黒2-19-15）となります。

5 内 容

（1）スポーツ交流

- ア 競技種目：バドミントン
- イ 参加生徒：目黒区・東城区・中浪区の各16名（男子8名、女子8名）
- ウ 試合形式：三区混合での試合（予定）

（2）文化交流

- ア 三区の生徒による交流会
- イ 三区の生徒合同で東城区内の施設訪問など（施設見学や体験等）

6 募集対象者及び募集人数

区内在住の中学二年生でバドミントン競技経験※のある生徒（男子8名、女子8名）

※競技ルールを理解し、シングルス、ダブルス及び規模を問わず試合に出場したことがあること。

7 申込方法

（1）専用フォームからの申し込み

以下のURLまたは二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、申し込む。

<https://logoform.jp/form/KeTk/980867>

こちらから⇒



（2）申込書による申込

別紙申込書の必要事項を記入の上、事務局（目黒区文化・交流課）あて申し込む。

8 募集締切 令和7年5月7日（水）＝必着＝

9 参加者の決定について

参加希望人数が募集人数を超えた場合は抽選により決定する。

10 引率者

目黒区文化・スポーツ部職員、目黒区バドミントン協会指導員、保健担当等

※上記の他、現地では現地ガイドスタッフ及び通訳士が帯同します。

11 参加者顔合わせ及び保護者説明会（オンライン）

（1）参加者顔合わせ

日時：令和7年6月13日（金）午後4時30分から午後5時30分

参加方法：メールアドレスに事前送付するURLからオンラインで参加

内容：主催者挨拶、参加者による自己紹介、旅程説明他

対象：参加生徒

※やむを得ない理由で参加できない場合は応相談

（2）保護者向け概要説明会

日時：令和7年6月13日（金）午後6時30分から午後7時30分

参加方法：メールアドレスに事前送付するURLからオンラインで参加

内容：主催者挨拶、事業概要説明、旅程説明他

対象：参加生徒の保護者

12 事前説明会（対面）

日時：令和7年7月9日（水）午後6時30分から午後8時

会場：目黒区役所総合庁舎大会議室

内容：同行者紹介、旅行全般に関する説明、支給品の配布

対象：参加生徒および参加生徒の保護者

1 3 練習会

日時：令和7年6月28日（土）午後3時から午後5時

会場：目黒区立目黒南中学校体育館

内容：バドミントンの練習

対象：参加生徒

※練習会は別途日程を追加することがあります。

1 4 報告書の作成

帰国後、参加生徒は報告書（原稿用紙1枚程度の感想文）を作成する。

1 5 報告会

日時：令和7年10月3日（金）午後6時から午後7時30分

会場：目黒区役所総合庁舎大会議室

内容：事業報告等（総評、各参加者の感想等）

対象：参加生徒とその保護者

1 6 経費負担：

（1）区が用意・負担するもの

ア 渡航費用及び宿泊費用に関するもの

- ・目黒区総合庁舎から羽田空港間の移動経費（往復とも借上げバス使用）

- ・往復航空券（諸経費含む）、宿泊費

※宿泊は北京市内のホテルとし、2人で1部屋（ツインルーム）を使用する。

- ・食事にかかる費用（初日昼食～最終日昼食までの計13食）

- ・パスポート発行手数料

※パスポートは各自で用意すること（出発日時点で6か月以上の残期間が必要）。

ただし、本事業に参加するために新たにパスポートを取得する場合は発行手数料を区が負担する。この場合のパスポートは5年間有効のものとし、領収書等を必ず取得の上、パスポートの写しと共に事務局あて提出する。

- ・旅のしおり

- ・海外旅行傷害保険料

イ スポーツ交流・文化交流に関するもの

- ・バドミントン用ユニフォーム

- ・ポロシャツ

- ・シャトル等の消耗品

- ・文化体験等における体験料及び入館料

※競技用シューズ、ラケット等の用具は各自で用意すること。

1 7 注意事項

- (1) やむを得ない事象が生じた場合（渡航の安全性が確保できないなど）、本事業を中止する場合がある。この場合の渡航に係るキャンセル料等は区が負担する。（中止の場合においてもパスポート取得に要した発行手数料は区が負担する。）
- (2) 本事業参加にあたっては記念冊子（パンフレット等）への顔写真、氏名の提供及び交流の様子が参加各自治体のホームページ等に掲載されることに了承したものとする。
- (3) アレルギー、基礎疾患、服薬等、健康不安がある場合は、事前にかかりつけ医等へ相談の上参加するものとする。
- (4) アレルギー対応に関し、現地では十分な対応（除去、代替食の提供等）が困難なため、最終的には生徒自身で摂取を判断することとする。
- (5) 実施期間中は保健担当等が帯同するため、健康面に不安がある場合は事前に相談すること。
- (6) スマートフォンや携帯電話は各自の責任において持参可能とする。ただし、海外で利用した場合に高額な請求が生じることがあるため、各家庭で事前に使用方法を確認しておくこと。また、通信通話料の請求、紛失、故障等について、区は一切の責任を負わない。（現地での緊急連絡用として事務局で携帯電話を用意します。）
- (7) 本手続きにて得た個人情報とは同事業以外では使用しない。

以 上